

## 報告テーマ：自決権の沿革における少数民族の主体性

### 目次

#### 0.はじめに—問題の背景と設定

##### 1.人民主権論と民族主義論—自決権の源流


##### 2.民族主義的主張の減退と興隆—戦間期から冷戦後まで

##### 3.自決権の規範的發展における手続的権利化

##### 参考文献リスト

### 0.はじめに—問題の背景と設定


○本報告は、大きく分けて以下の3点の背景に端を発するものである：

- 
- ・近年、少数民族並びに先住民族によって、民族自決権の主張が盛んになされていることを受けて、国際法上、何らかの法的枠組が示される必要に迫られている；
  - ・その中で、2007年に国連先住民族権利宣言が採択され、なおかつ国際社会のコンセンサスを得ている<sup>1</sup>一方で、少数民族に対しては自決権が認められていない；
  - ・しかしながら、少数民族に比べて先住民族が厚遇されている状況について、何ら合理的な説明がなされておらず、「少数民族」とされる集団が先住民族の権利を主張するという現状が存在する(稲田(2011))。



○これに対して、少数民族は自決権の主体たりえるのかどうかを検討する。

→その際に、自決権の歴史的な意味合いを分析するというアプローチをとる。その理由は、以下のとおりである：

- 
- ・自決権は、その定義上、多様な意味内容を有する権利であり、そのことがかえって、法的な意義を不明瞭なものとしていると思われるからである(Summers(2014))；
  - ・自決権は、社会的な状況に応じて意味内容が変化する権利として捉えられているため、その通時的な意義を示すことによって、先住民族に自決権が認められた経緯が示される必要があると思われるからである(西立野(1997))；
  - ・民族による自決権の主張が盛んになる事によって、人民主権論と民族主義論という2つの立場に基づいた解釈の違いが浮き彫りになってきていると思われるからである。

---

<sup>1</sup> 国連先住民族権利宣言は、144カ国の支持を得ているうえに、反対国も留保付きで賛成しており、国際社会のコンセンサスを得ているといえる。

## 1. 国際法上の自決権の歴史的源流—人民主権論と民族主義論

○自決権の思想的源流は、古代ギリシャやローマにまで遡ることができるとされる。(曾我(1987))

→自らの政体は自らの手で決められるべきであるという考えは古来存在していた。

○しかしながら、国際法上、自決権の持つ意味を検討する際に、その議論の端緒となるのは、1776年アメリカ独立宣言並びに1789年フランス人権宣言である。

→この2つは、法的文書として、自決権を示した先例であり、なおかつ「人民主権」という概念を新しく打ち出していた。(Fisch (2010))

↓

○当時、自決権は人民主権論と民族主義論という2つの立場を包含していた。

・民族主義論…共通の人種・宗教・言語などの特徴を有する者同士によって、単一民族国家の形成を主張する立場。

民族的な価値の共有

国家形成

・人民主権論…領域国の国民を人民とみなすことで、社会契約論を基礎に、人民による対外的な独立と対内的な人権の達成を主張する立場。

人民

国家

→国家の正当化という目的を共有しているものの、その論理は異なる：

○他方で、この当時の自決権は、民族の主張を外部的な勢力から保護するためというよりも、個人の意思を尊重するためのものとして主張されていた。

→啓蒙期自然法思想と結び付けられたことによる。

⇒少なくとも、自決権の担い手が国家のみでなくなった以上、人民主権論の意義は再検討されなければならない、民族主義的な側面が再考されなければならない。

## 2. 自決権における民族主義的主張の減退と興隆—戦間期から冷戦後まで

○第1次大戦の戦後処理においては、民族主義論の立場に則って、少数民族による国家形成並びに保護が行われた。

・東欧諸国における国家形成：エスニック・クレンジングを招く

・1918年6月28日条約に代表される少数民族保護<sup>2</sup>(西(2013))

・ウィルソン、レーニンによる自決権の理論

↓

○他方で、民族主義的自決権は、第2次大戦に際して、ナチスによる開戦の口実に用いられたため、戦後になって、自決権の法的地位は消極的にしかとらえられなくなる(ex.国連憲章起草時におけるダンバートン・オークス提案(Fisch(2010)))。

↓

○しかしながら、**植民地独立付与宣言**の採択を契機に、自決権が再び議論されるようになる。

・アメリカ独立宣言に次ぐ、2度目の脱植民地化の文脈で扱われる(Fisch(2010))。

・自決権が集団それ自体を主体とした権利であることが認められる。

・現在の自決権に関する議論の素地を作る。

✓先住民族に対する自決権とのつながり(Cobo(1987))

✓**内的自決権の主流化**の発端と民族主義：国内における民族的主張と、分離独立を回避することを考え併せた結果(伊藤(2013))

○自決権は、**国際人権規約共通第1条**に規定されたことによって、普遍的な権利として明示された。

・個人の人権の体系である規約に集団の権利を規定することに難が示されたものの、冷戦下において、東側諸国並びに第3勢力諸国の立場を反映する形で、取り入れられる(Cassese(1995))。

・「**人権に資する為の自決権**」という解釈がなされる。

↓

○**冷戦後**、自決権は、人権保障の要請に基づきつつ、**民族主義的な側面にも配慮するもの**としてみなされるようになる。

・1992年ECのバダンテール仲裁委員会意見No.2、1998年ケベック州分離独立事件

・戦間期における少数民族保護と共通(桐山(2001))

↓

○2007年に**国連先住民族権利宣言**が示されたことにより、自決権は、先住民族を主体とすることと、内的自決権として行使されるべきことが示される。

---

<sup>2</sup> 例えば、第8条：「民族的、宗教的、言語的マイノリティに属するポーランド国民は、法律上及び事実上、他のポーランド国民と同じように扱われ、同じ様に保障される。特に、自己費用の負担によって、慈善的、宗教的、社会的制度及び学校その他の教育施設を運営並びに管理する同等の権利を、そこで自らの言語の使用並びに自らの宗教を実践する権利と共に、有するものでなければならない(下線：筆者)。」

### 3.国連先住民族権利宣言と自決権の手続的権利化

○国連先住民族権利宣言では、先住民族を主体とした自決権の規範が示されたが、以下の特徴に留意すべきである：

- ・ 内的自決権として、**自治権**が規定される<sup>3</sup>；
- ・ 同時に、手続的権利として、「**自由な、事前の、情報に基づく合意**」の規定<sup>4</sup>が置かれ、自決権の中核的な意味をなすものとして位置づけられる。(UN Doc., E/CN.4/2003/92 (2003), UN Doc., A/HRC/EMRIP/2010/2 (2010))

○他方で、少数民族の保護においても、同様の規範が示されつつあるといえる。

- ・ 先住民族と同じく、**意思決定における効果的参加**は、少数民族の権利として、広く認識されている<sup>5</sup>。
- ・ 特にヨーロッパにおいて、**少数民族に対して自治を認める**ことにより、その保護が行われるようになっている(櫻井 (2008))<sup>6</sup>。  
→自治は、1999年、CoEの**Lund 勧告**において、意思決定手続に効果的に参加する権利と密接に関連するものあるいはその一つの類型として捉えられる<sup>7</sup>。(Stroschein

---

<sup>3</sup> 第4条「先住民族は、自らの自決の権利を行使する際に、その内部的及び地域的事項並びにその自治機能に資金を調達するための方法及び手段について自律又は自治の権利を有する。(下線：筆者)」

第46条2項「この宣言のいかなる規定も、…主権を有する独立国の領土保全又は政治的統合を、全体的若しくは部分的に分割し若しくは害する行為を認め若しくは助長するものと解してはならない。(下線：筆者)」

<sup>4</sup> 第19条「国は、先住民族に影響を与えるおそれのある法律および行政上の措置を採択しかつ実施する前に、彼らの自由な、事前の、情報に基づく同意を得るために、その代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し協力する。(下線：筆者)」

<sup>5</sup> 国連マイノリティ宣言 (1992) 第2条3項、自由権規約委員会一般的意見 No, 23 (1994) など。例えば、第2条3項：「マイノリティに属する個々人は、国家に関わる決定、場合によっては、自らが属するマイノリティに関するあるいは自らが居住する地域における地域的決定において、国内立法と両立可能な仕方、効果的に参加する権利を有する。(下線：筆者)」

<sup>6</sup> 例えば、コペンハーゲン文書第35段落参照：「参加国は、少数者の特有の歴史的並びに領域的状况に応じて、…民族的、文化的、言語的及び宗教的アイデンティティの促進のために可能な手段の1つとして、適切な地方のまたは自治の機関を設置し、その条件を保護し創設する努力を行う。(下線：筆者)」

<sup>7</sup> Lund 勧告第14条参照：「公的生活におけるマイノリティの効果的参加は、非領域的又

(2015))

→自治は、民主主義と自決権が結びついたことによって、権限配分の問題としてみなせる。(Welhengama (1999))

→さらに、Lund 勧告は、**国連マイノリティ権利宣言**にて、参考すべき規定としてみなされる(UN Doc., E/CN.4/Sub.2/AC.5/2005/2 (2005))。

○先住民族、少数民族での文脈に限らず、一般的に、自決権は**集団的な主張を実現するための手続的側面をなす権利**として解釈されるようになっている(Klabbers (2006)、Lennox and Short (2016))。

・国際人権規約共通第1条の規定の包括性<sup>8</sup>(Summers (2014))

→主体の「**人民**」概念の不明瞭さ(アフリカ人権委員会 Endorois 事件(2009))

⇒自決権、あるいは集団の権利自体の曖昧さの指摘(Tesson (2016)、孫 (2017))

・発展の権利、並びに環境権においては、意思決定における参加の過程がその実現に不可欠な要素としてみなされている。(川真田 (1988))

∴自決権は、少なくとも、少数民族の主張を実現するための手続的権利として解される可能性がある。

---

は地域的な自治、あるいはそれらの組み合わせを要請しうる。…(下線：筆者)」

<sup>8</sup> 国際人権規約共通第1条1項「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利の規定に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。(下線：筆者)」

### 参考文献リスト

- ・伊藤一頼 (2013) 「自決権による国家形成が残した内政上の課題」『平和研究』第43号
- ・稲田恭明 (2011) 「国連先住民族権利宣言の意義と課題—『先住民族』の定義問題をめぐって」『法哲学年報』
- ・桐山孝信 (2001) 「『民族紛争』と自決権の変容」『世界法年報』21号
- ・川眞田嘉壽子 (1988) 「人権としての発展の権利—その意義と将来」宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』(三省堂)
- ・櫻井利江 (2008) 「多民族国家における国内的統合の試み—欧州民族少数者保護枠組条約第十五条の実施をめぐって—」『同志社法学』第59巻6号
- ・曾我英雄 (1987) 『自決権の理論と現実』(敬文堂)
- ・孫占坤 (2017) 「国際法における先住民族の自決権 —サーミ条約の意味するもの—」『国際学研究』第51巻
- ・西平等 (2013) 「連盟期少数民族保護条約の意義」孝忠延夫他編『多元的世界における「他者」—関西大学マイノリティ研究センター最終報告書(上)』(関西大学マイノリティ研究センター)
- ・西立野園子 (1997) 「自決権再考」寺澤一先生古稀記念『流動する国際関係の法』(国際書院)
- ・Cassese, A. (1995) *Self-Determination of Peoples- A Legal Reappraisal* (Cambridge University Press)
- ・Cobo, J. M. (1987) *Study of the problem of discrimination against indigenous populations -Final Report* (UN Doc., E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4)
- ・Fisch, J. (2010) *The Rights of Self-Determination of Peoples: The Domestication of an Illusion* (translated in English by M. Anita, 2015) (Cambridge University Press)
- ・Klabbers, J. (2006) “The Right to be Taken Seriously: Self-Determination in International Law” *Human Rights Quarterly* No. 28
- ・Lennox, C. and Short, D. (2016) “Introduction” in C. Lennox and D. Short eds., *Handbook of Indigenous Peoples’ Rights* (Routledge)
- ・Stroschein, S. (2015) “Reconfiguring State-Minority Negotiations for Better Outcomes” in Malloy, T., Osipov, A. and Vizi, B. eds. *Managing Diversity through Non-Territorial Autonomy- Assessing Advantages, Deficiencies, and Risks* (Oxford University Press)
- ・Summers, J. (2014) *Peoples and International Law* (BRILL)
- ・Tesson, F. R. ed. (2016) *The Theory of Self-Determination* (Cambridge University Press)
- ・Welhengama, G. (1999) “The Legitimacy of Minorities’ Claim for Autonomy through the Right to Self-Determination” *Nordic Journal of International Law* No. 68